

中小企業の人材育成や人材確保を支援します！ 人材育成支援事業補助金



茨木市では、中小企業の経営能力の強化及び技術力の向上、人材の充実を目的とした人材育成及び人材確保に係る経費を補助しています。

補助要件を満たす下記の取組が対象となります！



1 研修の受講



2 社内研修の実施



3 副業人材の活用

補助要件	
対象企業	茨木市内に事業所のある中小企業者
対象事業	上記1～3のいずれかに該当する事業 詳細は裏面をご覧ください
対象経費	①研修の受講、②社内研修の実施、 ③副業人材の活用のいずれかに要した経費 詳細は裏面 ※消費税を除く
補助金額	補助対象経費の1/2 (年度内 上限10万円) ※上限以内であれば複数回申請も可能
手続き	対象事業完了から3か月以内 に申請 必要書類の詳細は裏面をご覧ください

問合せ先 茨木市 産業環境部 商工労政課
TEL：072-620-1620 FAX：072-627-0289
E-mail:kigyousien@city.ibaraki.lg.jp



市ホームページはこちら

詳細は裏面

1 研修の受講 	
補助対象経費	次のテーマのいずれかに該当する研修の受講料（消費税除く） ①経営、②企画、③財務、④販売促進、⑤生産管理、⑥技術力向上、⑦組織力向上
必要書類	研修の修了後、3か月以内に申請ください （１）交付申請書 （２）事業報告書 （３）収支決算書 （４）誓約書 （５）補助対象経費の明細及び支払が確認できるもの※支払領収書、口座の引き落とし部分のコピーなど （６）研修の内容が確認できるもの（受講案内やチラシ等）及び研修の修了が確認できるもの（終了証明など）※コピー可

2 社内研修の実施 	
補助対象経費	自社で企画・実施する研修のうち、下記に該当する費用（消費税除く） ・講師謝礼 ・会場使用料、機材借上料 ・教材購入費 ※新人研修は対象外です
必要書類	研修の実施後、3か月以内に申請ください （１）交付申請書 （２）事業報告書 （３）収支決算書 （４）誓約書 （５）補助対象経費の明細及び支払が確認できるもの※発生した経費の確認できる領収書および明細書 （６）研修の内容が確認できるもの ※研修案内、企画書、研修資料等

3 副業人材の活用  国プロフェッショナル人材事業  大阪府プロ人材 	
補助対象経費	副業人材の活用に係る経費のうち、次に該当するもの※地方創生制度を活用し、人材紹介事業者が紹介したものに限り ・人材紹介事業者への手数料等 ・副業人材等への業務委託費（消費税除く） ※国のプロフェッショナル人材事業や、大阪府プロ人材などがご利用いただけます。詳細は上部のQRコードから各制度ホームページをご覧ください。
必要書類	採用と支払がどちらも完了した日から3か月以内に申請ください （１）交付申請書 （２）事業報告書 （３）収支決算書 （４）誓約書 （５）契約および支払が発生したことを確認できる書類※契約書、請求書等（コピー可） （６）その他、採用および契約の詳細が確認できるもの※採用通知、契約書、同意書等（コピー可）